第9回江東区基本構想審議会 会 議 録

日時:平成20年9月12日(金)

19:00 ~ 20:30

場所:江東区役所7階71会議室

【議事次第】

- 1. 開会
- 2.事務局連絡
- 3. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」について
- 4. 今後のスケジュールについて
- 5.新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について
- 6.閉会

【出席者】

<出席委員>(敬称略・順不同)

中沢 正夫	榎本 雄一	板 津 道 也	松江 恒治
佐竹 としこ	福馬 恵美子	徳 永 雅 博	菊 池 幸 江
青 山 佾	苦瀬 博仁	志 村 秀 明	緒 方 泰 子
小川 哲男	斎藤 正人	渡辺 孝至	山本 加津子
曽根 恵美子	浅見 純一郎	石 井 毅	韓 圭希
長谷川 明	小 林 敏 雄		

<出席幹事>(敬称略・順不同)

佐藤	哲 章	宍 戸	孝	高橋 三喜男	大井	哲 爾
岡部	正道	富所	博	矢野 純二	須田	雅 美
菊 間	惠	鳥海	武	梅田 幸司	坂 根	良平
藤原	隆	出口	泰治	石 川 広	石 井	茂
柳澤	健一	谷口	昭 生	大塚 善彦	押田	文子
武田	正孝	鈴木	信幸	海老澤 孝史		

【傍聴者数】10名

【議事概要】

1. 開会

会長

- ・第9回江東区基本構想審議会を開催いたします。本日は7名の委員の方から欠席の連絡 を頂いております。緒方委員、長谷川委員は遅れての参加となります。傍聴者は10名で、 すでに傍聴席に着いておられます。よろしくお願いいたします。
- ・では始めに事務局から連絡事項をお願いします。

2.事務局連絡

幹事

- ・それでは事務局よりご連絡を申し上げます。本日は過半数の委員の方が出席を頂いておりますので、会議が有効に成立していることを報告いたします。
- ・お手元の資料の確認をお願いします。席上で配付しました会議次第に配付資料の一覧が ございます。それぞれの資料の右上には資料番号を記しておりますので、資料一覧とご照 合いただき、ご確認をお願いしたいと存じます。資料に不足がございましたらお申し付け ください。
- ・次に前回の審議会終了後に開催しました小委員会の内容についてご報告いたします。前回の小委員会では、基本構想素案について審議会で交わされました議論の整理を行い、意見交換を行ってございます。その内容につきましては、資料38の2枚目に主な発言の記載がございますので、ご確認をお願いしたいと存じます。
- ・個々の発言に対する対応は、後ほどの素案の説明の中でいたします。
- ・本日は江東区報および CATV の取材が入っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長

・ただ今の連絡事項に何かございますか。

(異議なし)

・第7回審議会会議録の確認をしたいと思います。

(異議なし)

- ・本日の議題は3つございまして、基本構想審議会の「中間のまとめ」についての確認、 今後のスケジュール、「新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、を 予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
- 3. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」について

幹事

・本日お配りしています「基本構想 (素案 4)」、第 8 回審議会後の意見委員まとめ資料 38 について一括して説明いたします。今回につきましても、前回の (素案 3) について下線

を引いた資料37-2と、文章だけを掲載しました資料37-1の二つをご用意いたしました。内容についてはどちらも同一のものでございます。

- ・今回は修正箇所が少ないことから、変更箇所の説明の中で小委員会でのご意見、またい ただきました意見メモについて触れさせていただきます。
- ・なお、本日もお手元に意見メモをお配りしておりますが、提出の方法については後ほど ご説明いたします。

(資料説明)

全体の構成について

- ・「基本構想 (素案 4)」全体の構成について、資料 38 の 1 ページ、番号 1 に記載された部分について、全体の構成についての意見を頂いております。【意見メモ】では、「施策の大綱」として地球環境が最初になっているが、未来会議では「人」に関する部分が最初になっており、もし現在の環境を最初にするならば、説明が必要ではないか、というご意見です。
- ・江東未来会議においても、子育て・教育分野が冒頭となっており、現在の素案との体系は異なっています。しかしこの点については、8月の審議会の中でもご説明いたしましたが、今回の基本構想は未来ということに大きな特徴を置いており、長期的視点に立った場合、環境が大きな課題となること、また「緑、環境」が本区の大きな特徴であることから一番目といたしました。

「私たちは」

・次に、1ページの最後の の冒頭部分ですが、資料38の3ページ、番号3~6に小委員会でのご意見を記載しておりますが、「『区民及び区』では、冒頭の項目としては座りが悪く、区民主体の基本構想であることを明らかにするため、『私たち』と表現すべき」とのご意見を踏まえ、「区民及び区は、こうした過去経験したことのない~」となっていた部分を、「私たちは~」に変更しております。

「今後20年を展望した」

- ・同じく1ページ、下から2行目、「今後20年を展望した」についてです。資料38の3ページ、番号2に記載されておりますが、前回の審議会でも議論のあった部分です。前回は「概ね20年後を目標年次とする新たな基本構想」としておりましたが、「概ね今後20年を展望した新たな基本構想」に変更しております。
- ・事務局としましては、主に次の3点の理由からこの文言に変更しております。1点目は、今回の基本構想は目指すべき江東区の姿などを究極的な姿を描いており、10年よりもかなり長期を想定しております。2点目は、施策の大綱についても、現在の基本構想と比較すると大括りな記述となっております。3点目は、基本構想が今後10年後としますと、長期基本計画と同様の目標年次となることが予想されますので、両者の目的・違いが不明瞭となるためでございます。また、小委員会の中でもご意見がございましたが、明確に目

標年次という用語は用いず、「展望する」と表現をしております。なお、「今後 20 年を展望した」については、素案の3ページにも同様に記載しております。

「~培うとともに、未来を担う力を養っています」

- ・続きまして4ページ、「未来を担うこどもを育むまち」について、この部分は前回の審議 会でもご議論があり、資料38の3ページ、番号12~14にあります、小委員会でもご意見 がございました。
- ・前回の素案3では後段の部分が、「こどもらしくのびのび育ち、責任感を培っています」となっていましたが、「~培うとともに、未来を担う力を養っています」に変更しています。「責任感」だけでは矮小な印象を受けるとご指摘があり修正をいたしました。 「~を進めます」
- ・5ページ、下から3行目について、前回(素案3)では後段の部分が、「資源循環型の地域社会づくりに努めます」となっていましたが、「進めます」に修正しています。こちらについては、委員から、「文末の『努めます』の表現は、他との並びから少し引いた感じがあり、『進めます』などの前向きな表現に変更すべき」とのご意見を頂いております。「産み、」
- ・6ページ、「安心してこどもを産み、育てられる環境の充実」について、前回の審議会でもご意見がございましたが、最初のに「産み」が抜けておりましたので、タイトルとの整合を図ることから、「産み」を追加しております。

「新製品開発」

- ・7ページ、「 健全で活力ある地域産業の育成」について、最初の の「新製品開発」 についても、前回の審議会、小委員会のご意見を踏まえ、文言を追加しております。 「ともに」
- ・8ページ、「 個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり」の3つ目の の「ともに」 と9ページの下から6行目の「ともに」については、前回は漢字で表記をしていましたが、 全体の統一を図るため、ひらがなに修正いたしております。

「地震対策」

・10 ページ 「 安全で安心なまちの実現」の最初の については、前回「耐震性の向上」 と表現しておりましたが、「地震対策は耐震性の向上だけではない」との小委員会でのご 指摘があり、「地震対策」に修正しております。

11 ページ前段

- ・11 ページの文章、冒頭から 9 行目部分については、前回の審議会で、文章が全体的に分かりにくいとご指摘があり、修正をしております。
 - 11 ページ前段
- ・また、後段部分について、前回は「一方・・・」と文言が入っておりましたが「区は、区民 が主体に」と修正をしております。

- ・細かい点で恐縮ですが、修正箇所については以上です。なお、これ以外についてもいく つかのご意見を頂いております。前回の審議会でもありました「ボランティア」や「災害 協力隊」等の文言を入れるべきとのご意見についてです。より細かい文言については、も う一つの答申となっております、長期基本計画の盛り込むべき施策のあり方の中で書き込 むこととし、基本構想は基本的な内容について記述をするという形で整理いたしました。
- ・資料38の2ページに掲載しております「将来像」についてのご意見も頂きました。本日、 将来像については議題となっておりませんが、こちらにご紹介いたしました。説明は以上 でございます。

会長

・前回までの議論に基づき、このように基本構想素案を修正したわけですが、これについてご質問・ご意見ございましたらお出しいただきたいと思います。

委員

・何回も議論してだいぶ良い構想が出来たと思います。2ページの基本理念の2つ目の 、「区民と区がともに責任を持って江東区をつくります」にどうも納得がいきません。ずっと考えておりましたが、「区民と区がともに責任を持てる江東区」ではいけないでしょうか。「誇れる江東区」、「責任の持てる江東区」協働の観点から「責任を持って」では江東区のイメージとして浮かんでこない。お互いに責任を持って江東区をつくりますという意味では、「責任の持てる」という言葉の方が良いと思ったので申し述べておきます。

委員

- ・今日の配付された資料の中に「中間のまとめ」了承と書いてあるが、今日はこの流れで 区民に示す形で了承するというのが求められているのか確認させてください。
- ・そういう意味で言いますと、この間いろいろ意見を述べましたが、全体では修正していただいた部分もありますが、基本的には暮らしの格差を広げてきた自助・共助・公助という考え方について、区民が参加するまちづくりの主役であるという考え方に異論はございませんが、その考え方のもとに行政がやるべき仕事、障害者・介護・保育や住宅など、法的に支えてきた部分が後退させられた点を前提とした考え方が貫かれていることは納得できません。
- ・最後の新しく出てきた「基本構想の実現のために」もそういった考え方に基づいており、 12ページ「スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」については、これまで「スリム」という言葉で、行政のやってきたさまざまな仕事が民間に委託され、効率性向上という形で色々な問題を起こしていると思っています。「スリムで」については、削除していただきたいと思います。

委員

・今の意見には賛成出来ません。「スリム」という言葉はすごく良いことだと思います。無駄を省くという意味でのスリムさというのは今の行政には必要だと思います。全体的にみて、スリム化することはとても良いことなので、私は是非載せていただきたいと思っています。

委員

・娘が、区立ではなくて区が民間に委託している保育園に通っており、今の話を聞くと、 区営の保育園に通っていないこどもは十分なサービスを受けていないようなニュアンス に捉えられますが、そういう意味ではないですか。

委員

- ・行政の無駄を省くという観点からの「スリム」であれば、区民からみて無駄なものについては見直していくべきだと思っています。
- ・今おっしゃられた私立の保育園がダメだとか、民間委託されたらダメだと言っているのではなく、この会議の中では色々と議論してきたのですが、結局、財政効率を優先して、福祉施設・介護・保育園などを民間に委託する前提には、公立よりも安上がりだという視点があり、福祉施設は人件費が沢山掛かる中で、人材が十分確保出来なかったり、職員の身分が不安定だったり、介護現場などでは様々な問題が起きています。民間で委託されたところは、きちんと仕事をしていると思いますが、結局働いている人が犠牲になっているほか、特に福祉施設では、サービス内容に支障が出てくる可能性があるという意味で、やはり行政がきちんと責任を持って仕事をすべきで、効率優先の民間委託はすべきではないと思っています。
- ・その点で行政がどういう役割を果たしていくのか、主張していたつもりでしたが、現実 に暮らしの格差などが広がってきている中では、効率優先で本当にやるべき仕事がなされ ていない状況があります。決して民間委託された施設のサービスが悪いと考えているわけ ではありません。

委員

・今回の基本構想の年次を 20 年とすることになりましたが、突如 20 年とした理由を問うてまいりました。皆さんの合意が図れればよいと思いますが、20 年というのはどなたも少し長いという気持ちはあると思います。 0 歳の子が成人になるまで 20 年間、この基本構想に縛られるのではなく、あくまで目安であって、今後大きな社会的な変化や、あるいは江東区の中で大きな事があれば、基本構想も柔軟にそれに対して対応するということを私たちも確認をして、そして私自身も 20 年後、この策定メンバーの一人としてそれを見ていきたいと意見として述べておきます。

委員

・12 ページの「スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」では、説明文にも書いてあるように「区を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制を確立します」とあり、そして様々な経営管理手法を積極的に活用するということで「施策・事業の効率性向上、人材や区有財産等の行政資源の有効活用を図ります」と、非常に良いまとまった表現だと思います。これは納税者も見ていますので、私は については大いに賛成です。

委員

- ・基本構想は自治体にとって憲法に相当すると思っていますし、当然議会の議決も必要と なってくるわけです。
- ・年次についての議論がありましたが、私もかつてここで縛りをかけるような表現を用いないほうがよいとの意見を述べてきました。前回と今回の基本構想と長期基本計画を見てきましたが、大括りな表現で 20 年先まで展望するということでよいのではないか、長期計画については 10 年で括っていくが後半に見直すなど、あるいは本区の場合には総合実施計画において3年ローリングで事業計画を見直していく仕組みにもなっているので、発展する江東区の中で 20 年を展望したという表現が入っていますが、私はそれで良いのではないかと思っております。

委員

- ・先ほどご意見のあった「責任を持って」についてですが、私は小委員会の中でも資料 38 にありますように「責任を持って」の表現のほうが良いという意見を持っていますので、その考えをご議論したいです。
- ・江東区が今つくろうとしている基本構想は、未来会議から区民が主体となって検討を続けてきたという印象が非常に強いです。他のところの基本構想とは違って、区民が主役だというイメージを持っています。色々ご指摘はあると思いますが、「区民と区がともに責任を持って江東区を作ります」と「区民と区がともに責任を持てる江東区を作ります」とでは受け取り方にも違いが出てくると思います。「責任を持って」の場合には、区民と区が責任を持ってつくると解釈できますが、「責任を持てる江東区」となれば、誰かがつくるように考えられてしまいます。今までの未来会議の流れからすると半歩ぐらい後退してしまうように思えます。今回の基本構想のつくり方からすると「責任を持って」の方が良いのではないかと思うわけです。

委員

・今のご意見は理解できますが、基本的なベースいうのが自己責任・自立をもってお互い

が頑張るということで、トップダウンではなく、一緒になって協働でやっていこうというまちづくりです。これからの公共事業については、急がず皆で良いものをという事だと思います。だから「責任を持ってお互いの意見を言いながらやりましょう」という意味だと思います。そういう江東区をつくりますとは進行形の表現ですが、ここの基本理念の中に、そのイメージが感じられません。「責任を持てる」とすれば、お互いに責任を持ちましょう、自分の発言に責任を持つ、という意味で区民と区がフラットな立場にいるという形として具体的には良いのではないかと思います。

委員

・今の意見に反論するわけではないですが、これは大きな問題ですか。しかも「区民と区 が責任を持って」何かをやるほうが分かり易いではないでしょうか。私は単純だからそう 感じています。

委員

・ではもう一つのイメージとして、江東区の3つの基本理念は何かと聞かれたときに、「誇れる江東区」、「生き生きと暮らせる江東区」、そして「責任の持てる江東区」と言えばわかり易いが、「責任を持って」江東区をつくると言われるよりも、語尾がイメージとしてわかり易いと思いました。内容としてはお互い一緒ですが日本語の問題として、これは国語の先生に聞いた方が良いと思います。以上です。

委員

・未来会議でも、ただやってもらう、やってほしいというだけではなく、ともに参画したいという意見がどの分科会でもあったということで取り入れて頂いたと思いますが、ここの文章の主眼は「責任を持って」ではなく、「ともにつくります」のほうだと思います。 3つの理念というときには「ともにつくります」で良いのではないでしょうか。

委員

・区民の立場から申し上げると、区民が主体ということは、権利もあると同時に責任もあるということを、段々住民一人一人も自覚する時代になってきたというふうに思っていますので、責任があるということはまさに主体であり、単なるお客様としてご意見を伺うということではない、税金も払えば一票もちゃんと行使するし責任も持つということと思っています。

委員

・こういう議論をして頂ければありがたいです。内容は分かりました。

委員

・効率優先の民間委託とズバリおっしゃいましたが、区がつくる行政がほとんど民間に委託し、手間を省いているようなイメージになってしまいますが、そうではなく、これだけ 手広く色んな事をやっているからこそ、効率を上げ優先させたいという、むしろ善意で解 釈していくべきであろうと思います。

委員

・おかげさまで、未来会議で担当した環境・まちづくりについて、4、5、9、10 ページ に関わった分野でまとめて頂きましたが、すべて未来会議の要望が取り上げられており、 ここで御礼申し上げます。

会長

- ・ただ今いただいた議論を踏まえ、もう一度この会議の後に小委員会を開きます。後は表現の問題だと思いますので、小委員会に委ねたいと思います。
- ・「スリム」論と「責任」論は同じ問題であると思います。表現はこれから相談しますが、大きな流れとして踏まえるのは、80 年代のサッチャーやレーガンの新自由主義に基づいたニューパブリックマネジメントの行き過ぎから、反省があり、ガバナンス論というのが出てきて、ガバメントは上から下ですが、ガバナンスは横と横との関係を重視した責任論が出てきました。ですから、市場がよいとか政府がよいということではなく、バランスが大切で、市場と公共のバランスを重視した協治という流れになってきていると思います。
- ・それを踏まえて、小委員会で議論させていただき、表現については中間まとめとして小 委員会にお任せいただきます。これから区民の意見を聴くという案ですので、お任せ頂く ことでいかがでしょうか。

(異議なし)

・今の中間まとめの扱いを含めて、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願い します。

4. 今後のスケジュールについて

- ・資料39「中間のまとめ以降の予定」をご覧いただきたいと思います。
- ・「中間のまとめ」以降の予定については、今後幅広く区民の方からご意見を伺うため、様々 な方法で「中間のまとめ」の PR を行ってまいります。
- ・第一に区報でございます。 9月21日には中間のまとめがまとまった旨を区報1面に掲載いたします。10月1日号には特集号を発行し、「中間のまとめ」の全文を掲載するほか、パブリックコメントを実施いたします。
- ・なお、パブリックコメントについては、すでにご案内かと思いますが、施策決定にあた

- り、幅広く市民の方の意見を反映させ、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るための意見提出手続きとなっております。今回は「中間のまとめ」を区報ならびにホームページで掲載し、区民の方から意見を伺うこととしており、10月24日を締め切りとしております。
- ・第二として、ケーブルテレビの番組「江東ワイドスクエア」の中で、「中間のまとめ」について放映いたします。番組内容につきましては、9月28日(日)~10月1日(水)までは、審議会の様子や区民説明会の開催を中心とした番組を、10月2日(木)~4日(土)までは、中間のまとめの内容を中心とした番組の2種類を放送する予定でございます。
- ・第三として、区民説明会の開催です。こちら各出張所を単位として、「中間のまとめ」の 内容について、区民の方からご意見を直接伺う場として設定しているものです。内容とし ては、先のケーブルテレビ番組の放映や、「中間のまとめ」の説明等を予定しております。
- ・また、10月 18、19日に木場公園で開催される「江東区民まつり」では展示ブースを設置し、「中間のまとめ」について周知を行う予定です。
- ・こうした様々な方法を用いまして、「中間のまとめ」に対して幅広く区民の方のご意見を 伺いたいと考えております。そして、11 月 20 日の第 10 回審議会におきまして、いただ きましたご意見をご紹介するとともに、基本構想の修正案等をお示ししたいと考えており ます。説明は以上でございます。

会長

・これについて質問はありますか。

(異議なし)

- ・次に「新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」の説明をお願いいた します。
- 5.新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

- ・前回の資料 35「新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」をご覧いた だきたいと思います。この「あり方」の概要につきましては、前回の審議会で申し上げた 通りですが、再度申し上げます。
- ・この「あり方」については、本審議会の諮問事項の一つである「江東区長期基本計画に 盛り込むべき施策のあり方」の素案でございます。これは、基本構想の内容をより詳しく 説明したもので、基本構想の体系に合わせて記述をしております。
- ・記載の内容としては、長期基本計画のあり方として、具体的な事業の内容までは詳しく 説明していませんが、基本構想の内容をより詳しく記述したものでございます。
- ・「あり方」につきましても、今後 12 月の答申に向けて審議していただくものでございます。ご意見等ございましたら、基本構想と同様に意見メモを出していただき、審議会で議

論したいと思います。

- ・なお、この「あり方」については、前回の審議会で初めて資料をお示しいたしました。 しかし前回以降、基本構想として修正した部分がございますので、整合性については今後 修正を図ってまいります。
- ・資料35について、分野別にご説明いたします。

- ・資料 35 の 1 ページ、「 . 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」について
- ・施策体系は基本構想に沿って2点示しております。
- ・「(1)水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成」では、「水辺と緑のネットワークづく り」と「身近な緑の育成」を掲げております。
- ・「 水辺と緑のネットワークづくり」では、施策の方向については、地球温暖化やヒート アイランド現象の緩和、あるいは生物多様性の保全など、水辺と緑の重要性が一層増して きております。本区は東京湾・荒川・隅田川・小名木川をはじめとする多くの河川や運河 があり、こうした特徴を最大に活かし、水辺と緑のネットワークをさらに推進し、海や川 からの冷たい空気を市街地へ送るための風の道の確保や、多様な生物が生息し生育してい く場を確保するためのエコロジカルネットワークの整備などを図っていきます。また同時 に、まち全体が水辺や緑を利用した生活になるよう、また緑の維持管理につきましても区 民と区が協働し取組んでいきます。
- ・「 身近な緑の育成」については、緑はうるおいや安らぎがある景観の創出や火災の延焼 防止やヒートアイランド現象の緩和、あるいは生物の生存基盤など多様な機能を有してお ります。従って、緑を一層増やしていくことが求められています。本区では公園など新た な公共施設整備により緑地の確保は困難な状況にありますが、さらに緑を増やしていくた め、既存公園の充実や区民や事業者の協力を求め、建物の小さな空間での緑の確保や既存 建築物の屋上緑化、壁面緑化、あるいは社寺林における樹木等の保全拡大など、身近な緑 の実現に向けた支援制度の整備に努めていきます。
- ・「(2)環境負荷の少ない地域づくり」については、ここでは、「地域からの環境保全」「循環型社会の形成」、「低炭素型社会への転換」を掲げております。
- ・「 地域からの環境保全」の施策の方向では、現在、事務所や店舗などの業務部門や家庭から排出される温室効果ガスに対する取り組みが地球温暖化対策の大きな課題となっております。区民や事業者の積極的な行動を促すための啓発活動等を環境学習情報館「えこっくる江東」を起点に活発に展開していきます。同時に、区民・事業者・行政が協働し、実効性のある行動計画を策定していきます。また環境負荷の低減に向けては、循環型社会の形成、低炭素型社会の転換を図っていくことが喫緊の課題となっております。
- ・「循環型社会の形成」に向けての施策の方向としては、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式が最終処分場の逼迫あるいは地球温暖化などの深刻な状況を引き起こして

おります。こうしたことに対応するため、ごみの発生、排出抑制に向けたリユースを中心にリユース・リサイクルを組み合わせた3Rの推進を図り、天然資源の利用が抑制された資源循環型社会づくりに努めていきます。また推進に向けては、リサイクル品目の拡大など、環境の整備を図っていくとともに、ごみ減量に向けた検証制度の仕組みづくりの検討やルールに沿ったごみの適正排出の実現に向けて取組んでいきます。

・「 低炭素型社会への転換」に向けての施策については、二酸化炭素の排出量の少ない環境社会の構築に向けて、家庭や事業所などにおける省エネ・節電の推進など区民・事業者・行政があらゆる領域で協力して取り組む必要があり、環境の行政に努めていきます。また推進に向けては、自然エネルギー活用に向けた太陽光発電システムの導入や大規模開発などの機会をとらえた地域冷暖房等を導入したまちづくりなど、国や都の動向にも注視しながら支援制度等の整備に向けて努めてまいります。

- ・資料 35 の 5 ページ「 . 未来を担うこどもを育むまち」について、目指すべき江東区の姿でお示しをした未来を担うこどもを育むまちという将来像を実現するために長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方についてご説明申し上げます。3 つの大きな分野に具体的な 8 項目の施策の方向性を設定いたしました。
- ・「(1)安心して子供を産み、育てられる環境の充実」については、子育て家庭の支援サービスの提供、ソフト・ハードの両面から整備していくことがあるとの考えから、「子育て支援施設・サービスの充実」、「子育て家庭の学びと交流の支援」を施策の方向性として設定しました。
- ・「 子育て支援施設・サービスの充実」では、保育所待機児童のさらなる解消と経済的支援を含めた子育ての様々な要望に対応する子育て支援サービスの充実を図ってまいります。
- ・「 子育て家庭の学びと交流の支援」については、子育ては楽しいものであると実感できるよう、子育て家庭の交流や仲間づくりを支援いたします。子育ての不安解消に欠かせない子育て相談機会の提供は区の責務であるとの認識から、子育ての不安を重大な危機としないため、子育て相談の窓口、相談能力の充実に図ってまいります。
- ・「(2)知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり」の施策の方向性として、3つの柱を立てております。
- ・「 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」を柱に掲げ、学校教育のより一層の 充実を目指し、学習内容の指導充実はもとより、社会性や他者を思いやる心の育成ととも に、体力向上と健康保持増進を図ります。併せて学校教育の充実に不可欠な教員の資質と 指導力の向上に努めてまいります。
- ・「 安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進」では、こどもの実態に即した、個に 応じた教育支援の充実や楽しく通える魅力的な学校づくりと特色ある教育活動の展開を

図るとともに、いじめ不登校への対策、相談体制の強化など総合的な学校支援体制の充実 を図ります。また、学校周辺の安全はもとより、環境に配慮した学校づくり、人口増加へ の対応など施設面の環境整備の充実に努めてまいります。

- ・「 地域や教育にかかわる機関との連携による教育力の向上」では、地域に根ざした学校 づくりを目指す学校運営に向け、学校評議員会をはじめ地域や教育関係機関の参画など、 開かれた学校づくりを進めるとともに、豊かで多様な学びの確保と、より効果的な教育の あり方や教育力の向上を目指し、教育に関わる様々な機関と相互連携を深めてまいります。
- ・「(3)こどもの未来を育む地域社会づくり」では、施策の方向性について3点掲げております。
- ・「 地域住民による不安や悩みをもつ子育て家庭への支援」については、家庭・地域・行政の連携で、地域の子育てを担う人材育成や子育ての集い、相談体制の充実により地域の 在宅子育て支援を推進します。また、児童虐待防止のための地域との連携を進めてまいり ます。
- ・「 健全で安全な社会環境づくり」については、町会・自治会・学校・PTA などが一体となり、こどもの成長にとって健全で安全な地域社会を実現します。交流機会の提供やこども居場所づくり、有害危険な環境の規制・浄化に努めてまいります。
- ・「 地域住民による健全育成の推進」については、地域で過ごす住民や団体の能力を活用 し、こどもに見合った適切な場を提供します。家庭・学校・地域の連携を軸にしたコミュ ニティ形成の活動拠点を確保し、青少年健全育成の実現を図ってまいります。

- ・資料 35 の 12 ページ「 . 区民の力で築く元気に輝くまち」の体系に沿って説明をしてまいります。
- ・「(1)健全で活力ある地域産業の育成」について、「区内中小企業の育成」については、本区内の事業所は年々減少していることから、多様な支援が求められています。施策の方向として、制度融資や経営ノウハウ強化の支援を通し経営力の強化を図り、大学や大企業との連携による産学公連携事業の活用、また各種技術セミナーの会社などにより競争力や技術力の強化を図っていくことです。
- ・「 環境変化に対応した商店街振興」については、商店街においては廃業や空き店舗が増加し、地域社会のニーズを的確に捉えた商店街の魅力向上が求められています。施策の方向としては、多様化している区民の消費行動に応えられる商店街の実現を目指すとともに、商店の後継者確保や育成のための支援を実施していきます。来客者にインパクトを与える魅力ある施設づくりなど、商店街のイメージ改革に向けた取り組みを支援します。
- ・「安心できる消費者生活の実現」について、消費生活に関する被害が多様化・複雑化しており、高齢者や若者に対する被害やトラブルの増加や食への安全の不安が高まっております。施策の方向として、安心できる消費生活の実現のため、消費者情報の適切な発信、

相談体制の充実、また複雑化・広域化する手口に対応するため、国・都・他団体との消費 者情報の共有化、被害者救済のための手続きの迅速化を図ってまいります。

- ・「(2)個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり」について、「コミュニティの活性化」について、現在区の人口が急速に増加しているなか、家庭の子育て力の低下や高齢者のみの世帯の増加が指摘されており、地域コミュニティの活性化が強く求められています。施策の方向として、誰もが参加しやすいコミュニティ活動を実現するため、地域活動に関する情報の受発信とその一元化を図ることが重要であります。さらに地域活動を有機的に結びつけるコーディネーターの育成や自由に区民が集うことのできる場の提供、地域に根ざしたイベントの実施、外国人居住者や新たな住民が地域に溶け込むきっかけづくりなどの推進に努めてまいります。
- ・「 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進」について、団塊世代の大量退職 を背景とし、地域での学習・スポーツのニーズが高まっております。また、地域還元型の 生涯学習・スポーツの推進が求められています。施策の方向として、高齢者や障害者など、 誰もが生涯学習・スポーツに参加しやすい環境整備を促進し、区民の多彩なニーズに対応 できるようにすること、また、シニア世代など豊富なスキルをもった区民が、その能力や 個性を発揮し、修得した成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めてまいります。
- ・「 男女共同参画社会の実現」については、一層の男女平等意識の向上を図っていく必要があるなか、一方では犯罪行為等を含む配偶者からの暴力に対し、暴力防止、被害者の保護、自立支援が求められています。施策の方向として、社会制度の見直しや一人一人の意識改革などの男女平等教育をさらに進めてまいります。また、配偶者や異性の暴力や性差別に対し、関係機関や関係施設との連携を深め被害者支援や相談事業の充実を図るなど、積極的に進めてまいります。
- ・「(3)地域文化の活用と創造」について、「文化の彩り豊かな地域づくり」について、 現状では江東区は歴史的・文化的資源が多く、芸術文化活動では地域文化づくりへの取り 組みも活発で、今後、定住志向の高まりや社会の成熟、団塊世代の大量退職に伴い、地域 文化に接するニーズは増えていくことが見込まれます。施策の方向として、文化財や伝統 文化の保護・保存・継承のための環境を整備し、芸術文化活動に対し支援や啓発を行い、 新しい地域文化の創造を支援してまいります。
- ・「 地域資源を活用した観光振興」について、江東区は内陸部と臨海部の2つの特徴的な地域があります。また運河や河川が多く、水辺を活用することも重要です。最近では、新タワーやオリンピックなど外部要因も視野に入れた観光振興を進めていく考えであります。施策の方向として、本区の地域特性を活かした観光資源を発掘・創出し、観光客を呼び込む仕掛けづくり、また区の魅力の PR とともに観光ガイドなど観光客の受け入れ体制を整え、さらに区全体の観光推進の取り組みプランを策定することも考えてまいります。

- ・資料 35 の 19 ページ「 . ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」についてです。基本構想に盛り込むべき施策の体系としては、基本構想案において「(1) 健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実」、「(2) 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進」の 2 本の柱を掲げ、それぞれについて 3 つの小柱の位置づけをしました。施策の小柱について考え方の概要を申し上げます。
- ・「(1)健康で安心して暮らせる保健・医療体制の充実」について、「健康づくりの推進」については、現状と課題として、近年生活習慣、とりわけ食習慣とのかかわりが強い疾患による死亡率が増加していることから、少しでも健康な食生活習慣を育んでいくための指針となる「食育推進計画」の策定など、健康づくりを計画的に進めるための目標設定と、その達成に向けた施策を推進する必要があると認識し、施策の方向としては、健康づくりは自らの自覚と、それに向けた正しい行動が重要となることから区民が健康ということに大いに関心を持ち、疾病に向けて自ら進んで健康づくりに取組んでいけるような環境をつくっていく必要があること、そのために教育・相談・検診の促進と正しい知識の情報提供を進めること、また、健康診断や保健指導の機会を有効に活用し、必要な予防活動や早期治療へ確実に繋げる仕組みを整備し、自らの健康づくりに主体的かつ具体的に取組めるよう支援をする必要がある旨を記述しました。
- ・「 感染症対策と生活環境衛生の確保」の施策については、現状と課題として新型インフルエンザや結核、麻疹、ノロウイルスなど、感染症蔓延リスクが増大していることや食の安全を脅かす事件の多発、高齢者介護など施設サービスの増加に伴う衛生監視指導の強化の必要など、感染症防止対策、生活環境衛生確保に向けて取り組みを強化が求められると認識いたしました。施策の方向としては、新型インフルエンザなどの感染症対策として、行動マニュアルを策定し、蔓延した場合等を想定した危機対応訓練を継続的に行うなど、それぞれの特性に応じた対策を行うこととし、特に高齢者施設や保育園、学校など集団感染の危険度の高い設備に対し連絡体制の構築、最新情報の提供など感染症予防対策の充実を図り、また食の安全など生活環境衛生の確保についても知識の普及や迅速な情報提供を行い、食の提供に関係する施設の監視指導を強化する旨を記述いたしました。
- ・「 地域保健医療の充実」については、現状と課題として、「安心・信頼の医療の確保と 予防の重視」という国の基本方針のもと、江東区の人口増加にあった医療機関の確保が必 要であること、江東区における年少人口の社会的増加に対応する母子保健事業や小児医療 の充実が必要なことなど、江東区民の多様なニーズに応じた地域保健医療の充実に向けた 取り組みが課題となっております。施策の方向としては、区民のライフステージやライフ サイクルに応じた保健医療サービスを受けられる環境を整えるため、人口増加に伴う保健 医療機関の不足や地域偏在の是正に向けた保健医療機関の確保に取り組んでいくこと、ま た、それら各機関の連携を促進し、小児医療、救急医療等の充実に取り組んでいく旨を記 述いたしました。
- ・「(2)誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進」について、「総合的福祉の推

進」については、現状と課題として、国における超高齢社会に対応した社会保障制度等の見直しの流れのもと、江東区においても高齢者、障害者を始め、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう福祉・保健・医療の有効なネットワーク化を進め、各分野のサービスや給付をケースの状況に合わせ、適切に調整して総合的に提供できるよう施策の充実が求められます。施策の方向として、情報・相談・生活支援のネットワークの中で、地域で安心して暮らせる環境を実現するとし、情報の一体的提供、地域包括支援センターを有効利用した地域の相談支援体制の充実、地域における支えあいのネットワーク化を進める、また、介護予防に重点的に取り組むことや施設サービスと居宅サービスを計画的にバランスよく提供できるよう介護基盤の整備を推進する旨を記述いたしました。

- ・「 地域力向上による地域福祉の充実」については、現状と課題として、高齢社会において一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加が進むなか、行政サービスのみでは完全にニーズに対応出来ない分野が増えていることから、区民の自主的な福祉活動の利用性が増加していることを認識し、施策の方向として、区民一人一人が福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手として活動することにより、地域の福祉ネットワークの構築を推進する必要があること、またそのために団塊世代を中心として、元気な高齢者の福祉ボランティア活動への参加を促し、いわゆる地域力を高める方向性を見出すとともに、高齢者の長い経験から培われた知識・技術・能力を活かす仕組みづくりを進め、地域において行政・事業者・町会・民生委員・老人クラブなどが連携して新たな支え合いの仕組みづくりを推進する旨を記述いたしました。
- ・「 自立と社会参加の促進」について、現状と課題として、日本の社会福祉が「措置から 契約へ」転換し、対象者の拡大など福祉の不偏化が進む中、福祉を利用する権利を適正に 行使することを援助する必要が高まっていること、また福祉サービスを利用することで社 会参加など自立を可能にする施策の拡充が求められています。施策の方向としては、権利 擁護センター等を拠点とした福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用支援など、福 祉サービスを利用する権利を擁護することで、自立を促進していくこと、またシルバー人 材センターの活用や企業との連携強化により経済的自立に繋がる就労機会の提供や社会 参加を実現する支援策を実施する旨の記載といたしました。

- ・24 ページからの「 . 住みよさを実感できる世界に誇れるまち」についてご説明申し上げます。始めに施策の体系について「(1) 快適な暮らしを支えるまちづくり」は4本の柱としました。「 公共施設と都市基盤の適切な整備」として、都市基盤の整備を、「 住みよい住宅・住環境の形成」では、住宅・住環境について、「 ユニバーサルデザインのまちづくり」では、誰もが快適に暮らせるまちづくりを、「 便利で快適な道路・交通網の整備」では、道路と公共交通を取り上げています。
- ・「(2)安全で安心なまちの実現」では、「災害に強い都市の形成」について、ハード面

からの防災対策を、「地域防災力の強化」では、ソフト面からの防災対策を、「事故や犯罪のないまちづくり」では、地域の安全対策について検討したところでございます。以下、それぞれの項目の主な内容について施策の方向を中心にご説明申し上げます。

- ・「(1)快適な暮らしを支えるまちづくり」について、「公共施設と都市基盤の適切な整備」では、都市計画マスタープランや都市計画等により、計画的なまちづくりを推進するとともに、将来の需要に対応した公共公益施設を整備することとし、住民が主体となったまちづくりを進め、さらに魅力ある良好な景観形成を推進します。
- ・「 住みよい住宅・住環境の形成」では、区内で住み続けられるよう多様なニーズに対応 した住まいづくりを推進するとともに、分譲マンションの良質な住宅ストックの形成を支 援いたします。また、住宅・住環境の安全性の向上に向けた取り組みを推進し、さらに区 民によるまちの美化や緑化など良好な住環境の整備を促進いたします。
- ・「 ユニバーサルデザインのまちづくり」では、バリア(障壁)のない環境を整備し、年齢・性別・国籍などにかかわらず、誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりを進めます。そのため、利用者本位の視点に立ち、誰もが利用・移動しやすい社会基盤・施設の整備を推進し、また情報の観点からもユニバーサルデザインの実現を図ります。
- ・「便利で快適な道路・交通網の整備」では、交通について利便性や円滑性の向上とともに、安全性・快適性の視点も強化して整備し、道路・橋梁等について環境にも配慮しながら計画的に整備・改修を行っていきます。さらに自転車対策や交通安全意識の向上などにより、安全性の向上を図ります。また公共交通については、地下鉄8号線延伸など南北方向の鉄道の整備を推進するとともに、バス路線の充実を要請してまいります。
- ・「(2)安全で安心なまちの実現」について、「災害に強い都市の形成」では、地震対策として公共施設や民間施設の耐震化や地域の不燃化などを進めるとともに、高潮対策や都市型水害対策などの水害対策を推進いたします。さらに、安全な避難場所の整備や避難経路の確保、物資輸送ルートの確立を進めます。
- ・「 地域防災力の強化」では、個人や家庭での防災意識の向上を進めるとともに、災害協力隊や消防団など地域における防災活動の活性化や区民参加を促進するなど地域防災力の強化に取り組みます。また、被災者のニーズに対応する備蓄物資の充実や防災倉庫の整備とともに、他自治体との連携を強化します。
- ・「 事故や犯罪のないまちづくり」では、区民一人一人の防犯意識を高めるとともに、地域における防犯活動を推進し、地域防犯力の向上を図ります。また、警察や行政、町会・ 自治会等の関係機関が連携し犯罪が起こりにくい環境の整備を進めます。

- ・「基本構想の実現のために」についてご説明申し上げます。
- ・資料 35 の 30 ページ、この「実現のために」は文字通り、今まで各担当幹事がご説明した各分野で、設定した具体的な江東区の将来像を実現するにあたり、施策というよりも、

- 区・区民・事業者等の全体にかかる考え方、視点等についてお示しした部分です。従いまして、それぞれ3分野について現状と課題の後は、施策ではなく今後の方向性という形でお示ししているところでございます。
- ・現状と課題については、3点とも今まで何度かご説明をした部分がありますので説明は 省略いたします。
- ・1点目、「(1)区民の参画・協働と開かれた区政の実現」の今後の方向性については、 こちらに記載しておりますが、区民等の主体な参画・協働の仕組みづくり、区に関与する 全ての人や団体が交流する場の提供、区と区民等が双方向に情報交換できる仕組みづくり などに努めたいと考えております。未来会議の提言書にもございました、必要な情報を誰 もが身近に取得できる環境づくりが大切だと認識しております。
- ・2点目、「(2)スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」については、行財政 運営の改善を図り、効率的で生活者の視点を忘れない思いやりのある行政を実現すること、 そのために区民にわかりやすくスピード感を持った組織を確立し、区民等の参画するワー クショップ等の事業推進形式を増やすことで職員の育成につなげていくことについて述 べております。
- ・3点目、「(3)自律的な区政基盤の確立」については、徹底した歳出削減や新たな財源等の確保、政策立案能力やチェック機能の強化・向上を図ること、区民・事業者も区政運営の重要な担い手として区と共に責任を持ってまちづくりを行う仕組みを構築することについて言及しております。
- ・簡単ではございますが説明は以上でございます。

会長

・説明は以上です。本日は基本的には説明だけに留めたいと考えておりますが、この場で どうしてもという意見があれば承りたいと思います。

委員

- ・基本構想では「20年を展望した」ということですが、「施策のあり方」の施策の方向というのは、この文章で20年を見通すのは難しいように思います。どのぐらいの年度を目処にして考えればよいのでしょうか。基本構想に基づく長期基本計画ですので、そのあたりの目処について確認したいと思います。
- ・25 ページの「 住みよい住宅・住環境の形成」の現状と課題について、「今後は住宅の量 的の確保から質の向上に向けた取り組み」について、この文章をどう理解したらよいのか 確認したいと思います。量的な確保は済んでいるので質の向上に向けた取り組みになるの か、量的な確保を始めとして質の向上に向けた取り組みになるのか、確認させて下さい。

・これまでの審議会でも議論した点ですが、長期基本計画と銘打つからには 10 年程度を目処として考えております。従いまして、長期基本計画が出来たときには、当然のことながら目標年次を 10 年と予定しますが、これは施策のあり方ですので、そういった目標年次は明記していませんが、私たちとしては 10 年の計画を基本構想に基づき、長期基本計画をつくっていきたいと思います。ここに明記してあるのは、その中に盛り込むべき施策のあり方ということであります。

幹事

・私からは住宅の関係についてお答え申し上げます。この解釈ですが、最近の住宅施策としましては、一定量の住宅が確保される中で、今後は質の改善を図ることが現在の住宅施策の流れと考えており、まったくやらないということではなく、重点を質の改善に置くと考えております。

委員

・「 .未来を担うこどもを育むまち」全体について、(1)が家庭、(2)が学校、(3)が地域で、これは基本構想の流れに合っていると思いますが、「(2)知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり」のところで、前回の基本構想の後に、教育委員会の基本方針というのを構想に基づき定め、教育の具体的内容については教育委員会に委ねるようになっていたと思います。教育基本法でも自治体と教育行政と分離していると思いますが、今回の場合も基本構想が出たら、江東区教育委員会でこれに沿ってもう一度定めるという流れになるのかお伺いします。

幹事

・基本構想を受けて、知・徳・体に育む魅力ある学び舎づくりの中で、我々の範疇として 幼稚園、小学校、中学校、もちろん私立の保育園などの部分ありますが、そうした部分の 取り組み課題を施策の方向性として述べさせていただき、そこを中心にこの柱の中で現在 の教育行政について謳っていきたいと考えております。関連として、「(3)こどもの未来 を育む地域社会づくり」の中で、生涯学習分野やこどもの健全育成分野とも関連する部分 であるので、こどもを育む地域環境の中で、この施策の方向を盛り込んでいきたいと考え ています。

委員

・教育基本法では、教育というものは、自治体は教育行政や学校を支援し、環境整備や体制を支える、目標を定めた教育の方針をつくるのは教育委員会である、と規定されており、現在検討している基本構想はもちろん一体となっていますが、自治体としての検討に加え、それに基づいて教育委員会でも検討を行うこととなっております。現在の教育委員会の基

本方針は平成 13 年 11 月に定められておりますが、今回も基本構想に沿って新たに策定するのかと思ったのでお伺いしました。

会長

・教育委員会として基本構想を受けて、いずれ教育委員会として具体的な計画の基本方針 を定める流れになるのかということだと思いますが、答えられる範囲でお願いします。

幹事

・もちろんそういう意味合いです。全体の中の基本構想を受けて、教育委員会としては、 アクションプランを持っていますので、個別の計画もつくる予定で取り組んでおり、それ と全体としての基本構想のすり合わせをしながら今後具体的な取り組みを進めていきた いと考えております。

委員

・今の質問に関連することですが、「 . 未来を担うこどもを育むまち」で、この基本構想の中で学校教育という部分についてあまり記述が見られないので、先のような質問が出てくると思います。つまり、国の基本的な文部科学省を頂点とする国の教育方針があり、それで江東区の方針もありますが、その基本方針も最終的には国の方針に従わなくてはならない部分の中で、江東区独自の学校教育のあり方は何か謳えないのでしょうか。私の中で思いはあり、例えば具体論としては、しつけの問題では、この中にも実は「現状と課題」に「こどもたちの規範意識の低下」とありますが、こどもたちの問題の中で、昨今の原因がしつけにあるということが取沙汰されている中、家庭や地域でやることも大事ですが、現状ではそれが上手くいかなくなってきて、学校でも道徳教育を含め、力を入れてやらなくてはなりません。江東区としてどこまで基本構想に盛り込めるか、それが大きなポイントだと思います。この点についての考え方を教えてください。

幹事

- ・基本構想の中での教育の位置づけのすり合わせについては、教育委員会が飛び出た形で 謳う云々の部分は政策経営部の判断のもと文章表現を調整した経過があります。ただ、 「(2)知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり」全体において、国の教育振興計画や東 京都の「教育改革ビジョン」を受け、江東区としてのビジョンを、基本構想と並行する形 で、江東区独自の教育の考え方を示したいと考えております。
- ・これまで議論してきたしつけの問題やインターネットの問題など現状の課題はあろうか と思います。そのあたりも踏まえた計画を教育委員会と作っていきたいと考えております。

委員

- ・先ほどの委員のお話、私もその通りだと思っておりますが、7ページ「(2)知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり」「確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」の「現状と課題」に「教員の資質・能力や指導力の向上が喫緊の課題」とあり、「施策の方向性」にも「教員としての資質・能力や教科等の指導力の向上を図る」と同様の表現があります。これではどうやって指導力の向上を誰が図るのか、具体的なイメージが見えてきません。
- ・ここでは「教育関連三法の改正」との記述があり、「国をあげて学力向上への取組みが動き始めた」と「学力向上」としか記述がありません。ところが、その次に「江東区では学力・体力の向上、豊かな心の育成等の施策を進めている」と、さまざまな記載があるが、「教員の資質・能力や指導力の向上」や「豊かな心の育成」など、文言を羅列しているだけで、具体的に伝わってきません。今後これは最も大切なことなので、考えをお聞かせいただきたいと思います。

臨時幹事

- ・この文言の中の範囲でお答えしたいと思いますが、教員の資質能力の向上については、 施策の一番下の2行の前段にあります「各教科や生活指導、こども理解等に関わる研修」 を江東区としてきちんと体系をもって取り組みたいと考えております。また、文章化され ておりませんが、通常の学校教育の中で、改めてOJTのあり方を見直し、業務を推進しな がら教員の資質能力の向上を図る形で進めたいと考えています。
- ・「豊かな心の育成等」に関しては、「施策の方向」の3行目に記載の「こどもの発達段階に応じた人間関係作りの指導やさまざまな体験、ボランティア活動、各種学校行事などを通して社会性を培い、他者を共感的に理解できる、思いやりの心を育む」と凝縮したように記載しておりますが、様々な施策がある中で、文言を羅列した形で載せさせていただきました。

委員

・この部分については理解したが、「施策の方向」の「各教科や生活指導、こども理解等に 関わる研修を充実し」は、どこが主体となって充実するのですか。教育委員会なのでしょ うか。

臨時幹事

・研修の主体としては、教育委員会指導室が担当する予定です。

委員

・では文言で謳った方が良いのではないでしょうか。せっかくそこまでおっしゃるならば、 「教育委員会等」とはっきり記載したらどうでしょうか。

委員

- ・自治体と教育委員会との関係にも関連するかもしれませんが、区民と区が協働し、せっかく全体で 20 年後を想定し、10 年後の長期計画の検討をしてきましたが、具体的な施策となると少し弱くなってしまいます。これは個別の計画ではないので、学校は教育委員会の責任で行うということではなく、弱くなってきたところをどうやって目標に向かっていくのか、方向を盛り込んだほうがよいのではないでしょうか。
- ・しつけなどに関して、公共性が弱くなってきたのも、学校だけではなく、社会でも人間 関係が弱くなってきたことが背景にあり、生命自然を尊重しなくなったのも、環境と触れ る機会が少なくなったからであり、すべてが家庭や学校だけの責任でもありません。そこ が問題なので、江東区の長期計画に基づいて何ができるか、今後の改善の方向性を方針の ところに盛り込むべきではないでしょうか。

会長

・この問題は先ほどから議論していますが、地方自治行政と地方教育行政の本質に関わる 大切な問題だと思います。事務局のほうから答弁しづらいのは、恐らく、教育委員会が審 議会という諮問機関を持つことができるか議論があったと思いますが、つまり教育委員会 は委員会制度をもっていて、行政から独立している中で、当委員会で議論をして提案して いく答申の中にどれだけ教育の内容に踏み込めるかという本質的な問題であると思いま す。本日は非常に重要な議論をしていただいたと思いますので、これを踏まえてどこまで 表現できて、どこまで踏み込めるかを引き続いて議論していきたいと思います。

委員

・16 ページ「男女共同参画社会の実現」について、男女共同参画委員として一言申し上げます。全体を通して、平等意識が強調されていますが、男女共同参画社会の実現に向けて、現実的には女性が働き続けたいと思った時に、働き続けられる環境にないというところが一番の課題だと思っています。従って、出生率がなかなか上がってこないのです。仕事が楽しい人はこどもを育てながら働き続けることが女性にとっては困難なところが一番問題だと思います。男性と同じように仕事をしたいと思う女性は男性が思っている以上に多いです。それにもかかわらず、こどもが欲しいと思った時には働き続けられない状況でもあります。もちろんそれは、国や企業が力を入れなくてはならない問題でもありますが、地域社会の中で、よい保育園が十分にあり、学童保育も充実していることが必要であり、今度は江東区の問題になると思います。残念ながら、課題と施策を見ると、そのあたりについての記述がありません。ここが一番大事なところなので、そこを地域としてどう支えていくかを考えていただきたいと思います。環境整備のためには地域が子育てを支えることが重要であり、そうでないとこどもが増えなくなります。今頑張っている女性はこどもを持ちたくないと思っている人が多いので、なんとか出生率を上げるためにも、女性が家

庭もこどもも仕事も諦めなくてよいような社会を目指すべきであり、そうして初めて男女 共同参画といえると思います。

会長

- ・もっともな意見だと思います、ありがとうございました。
- ・基本計画に盛り込むべき施策のあり方については、引き続き議論を進めていくことにい たしたいと思います。
- ・事務局から今後の進め方について連絡事項をお願いします。

幹事

- ・ご審議ありがとうございました。
- ・本日も同様、お手元に意見メモを配付しておりますが、ご意見・ご質問ありましたら記入いただき、事務局に提出をお願いいたします。いただいたご意見・ご質問につきましては、事務局で取りまとめ、今後の審議会資料として活用させていただきます。今回も意見メモに関しましては、記入された委員の氏名を掲載いたしますのでよろしくお願いいたします。意見メモは10月10日(金)に締め切らせていただきます。事務局からは以上です。

会長

- ・今後、中間まとめについて区民のご意見を聞いた後、次回委員会は 11 月 20 日 (木)午後7時から行います。会場は隣の文化センター6階の第1会議室で開催します。
- ・小委員の皆様はお残り下さい。
- ・以上でございます、ありがとうございました。

6. 閉会

以上